

吹田市水洗便所改造等融資あっ旋制度要領

制 定 昭和41年7月1日

最近改正 平成29年4月1日

(目 的)

第1条 本制度は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第7号の規定による処理区域内でくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者（し尿浄化槽の切替接続者を含む。以下同じ。）に対して、その改造に必要な資金（以下「改造資金」という。）の全部又は一部を融資することにより水洗便所の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(金融機関)

第2条 前項の目的を資するため、吹田市（以下「市」という。）は特定の金融機関を指定するものとする。

2 前項の指定を受けた金融機関は、市のあっ旋により、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対して、審査のうえ1,500万円を超えない金額の範囲内で融資するものとする。

(融資の対象)

第3条 本制度による改造資金の融資を受けることができる者は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者であって、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営む者であること。
- (2) 借入金の償還能力を有すること。
- (3) 市税、下水道受益者負担金等を納入していること。
- (4) 自己資金のみでは改造資金の全部を一時に負担することが困難であること。
- (5) 償還能力を有する確実な保証人があること。

(資金の使途)

第4条 本制度による融資資金の使途は、くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽の切替接続に必要な便器及びこれに付属する器具並びに排水設備及び給水装置の設備工事に要する資金とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、改造に伴う便所建物の補修改良に要する資金を含むことができる。

2 前項に規定する費用以外のものに改造資金を充てた場合は、融資をただちに取り消し金融機関はこれを返還せしめねばならない。

(融資額の限度)

第5条 融資額の限度は、次のとおりとする。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する場合、大便器 1 個につき 500,000 円。ただし、大便器の数が 2 個以上であるときは、1 個増すごとに 300,000 円を加えた額とする。
- (2) し尿浄化槽の切替接続を行う場合、し尿浄化槽 1 槽につき 300,000 円。ただし、処理対象人員が 10 人を超えるし尿浄化槽にあつては、その額に当該し尿浄化槽の処理に係る大便器の設置数が最も多い階の当該大便器の数に 150,000 円を乗じて得た金額を加えた額とする。

(償還方法及び期限)

第 6 条 融資を受けた改造資金の償還方法は、融資を受けた月の翌月から 36 か月以内の均等月賦償還とする。ただし、期限前において繰り上げ償還をすることができる。

- 2 改造資金の融資を受けた者が改造資金の金額償還前に市外に住所を移転し、又は、この貸付金により改造した便所を設置した家屋の所有権もしくは賃借権を他人に譲渡しようとするときは、前項にかかわらず期限前であっても繰り上げ償還させるものとする。

(貸付利率)

第 7 条 金融機関の貸付利率は、アド・オン方式年 2.5 パーセント（実質年率 4.86%）とする。

(保証人)

第 8 条 資金の貸付を受けようとする者は、次の要件を備える保証人を 1 名たてなければならぬ。

- (1) 独立の生計を営む者であること。
- (2) 大阪府下（一部を除く）に住所を有し、かつ、改造資金の融資を受けた者にかわつて償還できる確実な能力を有するものであること。

(貸付時期)

第 9 条 融資が決定した者に対する資金の貸付時期は、市の行う改造工事完了検査に合格した後とする。

(工事の施行方法)

第 10 条 第 4 条に規定する工事は、市の指定工事店に施工させなければならない。

(申込みの手続)

第 11 条 本制度による改造資金の融資のあつた申込みについては、様式第 1 号の申込書を次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第 2 号）
- (2) 改造工事に関する設計見積書

(あつ旋の決定)

第12条 市長は、前条のあつ旋申込みがあった時はあつ旋の可否を決定し、金融機関及び当該申込者に通知するものとする。

(融資の決定等)

第13条 金融機関は、市長から融資あつ旋の通知を受けたときは、融資の可否及び融資する改造金額を独自の判断において決定し、市長に通知するものとする。

2 前項の場合において融資を否とする場合、また改造資金を減額して融資するときは、市長と事前に協議するものとする。

3 第1項の融資を決定した金融機関は、速やかに申込者との間で適当な金銭消費貸借契約を締結し融資を実行するものとする。

(融資決定の取消)

第14条 借受人が正当な理由なくして、着工予定日から30日以内に工事に着手しないときは、融資の決定を取り消すことができる。

(その他)

第15条 本制度要領に規定のない事項については、金融機関と協議のうえ市長が定める。